

社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得者で特に生計が困難と認められる者(以下「生計困難者」という。)、生活保護受給者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援受給者(以下「支援受給者」という。)に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人(以下「法人」という。)が当該軽減対象者サービス利用に伴う利用負担の一部を軽減した場合、その費用の一部を法人に助成し、もって生計困難者、生活保護受給者及び支援受給者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この事業の補助対象者は、「社会福祉法人が実施する介護老人福祉施設・居宅介護サービス利用者に対する軽減事業実施要綱」に基づき軽減を行った法人とする。

(補助金交付額)

第3条 補助金の交付額は、別表に定めるところにより、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業を実施することが可能である旨を申し出た社会福祉法人については、前項に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は「社会福祉法人が実施する介護老人福祉施設・居宅介護サービス利用者に対する軽減事業実施要綱」のとおりとする。

(補助金の交付申込み及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする法人は、「豊中市社会福祉法人利用者負担軽減補助金交付申込書」(様式第1号)その他、市長が必要と

認めた書類を添えて市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の申込みを受けたときは、その内容を慎重に審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、「豊中市社会福祉法人利用者負担軽減補助金交付決定通知」（様式第2号）により法人に通知するものとする。

（補助金の交付）

第5条 補助金は、補助金の額の確定後交付するものとする。また、補助金額は当該年の実績に基づき確定するものとする。

- 2 前項により補助金の交付を受けようとする法人は、補助金の交付決定通知を受け取った日以後速やかに補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第6条 法人は、当該年の実績報告書を、「豊中市社会福祉法人利用者負担軽減補助金交付申込書」（様式第1号）に添えて提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第7条 市長は前条の報告を受けた場合には、報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、法人に通知する。

（交付決定の取消等）

第8条 市長は、次に掲げる場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1） 法人が、本要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- （2） 法人が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- （3） 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象費用	補助割合
「社会福祉法人が実施する介護老人福祉施設・居宅介護サービス利用者に対する軽減事業実施要綱」に基づき、同要綱第2条第1項第1号および第13条に該当する者に社会福祉法人が軽減した費用のうち国基準の軽減割合に該当する部分について、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分	1 / 2

ただし、「社会福祉法人が実施する介護老人福祉施設・居宅介護サービス利用者に対する軽減事業実施要綱」に基づき、同要綱第2条第1項第1号に該当する者に法人が軽減した費用のうち、介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所

する者に係る利用者負担について、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分は、全額補助とする。

(様式第 1 号)

年 月 日

豊 中 市 長 様

所在地

名 称

代表者

電 話

豊中市社会福祉法人利用者負担軽減補助金交付申込書

社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減事業補助金交付要綱第 4 条の規定により下記のとおり申し込みます。

記

1. 補助事業の実施期間

自

至

2. 補助金の申込金額

(様式第2号)

豊中市指令健支 号

豊中市社会福祉法人利用者負担軽減補助金交付決定通知

平成 年 月 日
(年)

様

豊中市長

平成 年 月 日付で申込みのあった補助金（平成 年度分）については、次のとおり決定したので、社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減事業補助金交付要綱第4条2項の規定により通知します。

補助金の交付金額 円